東京農工大学国際交流会館規程の一部改正

| 現行 | 改正 | 改正理由 |
| --- | --- | --- |
| 本則<br>（事務）<br>第16条　会館に関する事務は、学務課において行う。 | 本則<br>（事務）<br>第16条　会館に関する事務は、学務部学務課において行う。 | |

附　則（令和3年4月1日規程第15号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。